２０２３年５月８日

理事候補者選出に関する「公示」再受付のお知らせ

一般社団法人長崎県社会福祉士会
選挙管理委員会

「一般社団法人長崎県社会福祉士会役員等選出規則第６条」並びに「一般社団法人長崎県社会福祉士会役員等選出細則第７条から第15条」に基づき、立候補の受付を行いましたが理事候補者人数に達しませんでした。よって「一般社団法人長崎県社会福祉士会役員等選出規則第６条」並びに「一般社団法人長崎県社会福祉士会役員等選出細則第７条から第15条及び17条」に基づき、以下のとおり、一般社団法人長崎県社会福祉士会の理事候補者の再受付を行いますので公示します。

１．選出する理事候補者人数

定款第７条第１項に規定する正会員　　１人以上５人以内

２．理事定数の細区分

（１）地域割（２人以内）

ア　県南（長崎市、西海市、西彼杵郡）　　理事１人
イ　　五島（五島市、南松浦郡）　　理事１人

（２）業種割（３人以内）

ア　高齢者福祉・地域包括支援センター分野
イ　障害者福祉分野
ウ　児童福祉分野
エ　地域福祉分野
オ　その他

・業種割選出の理事は、地域割選出の理事に業種割のアからオの区分の不足が生じた場合に選出するものとする。

３．選出する理事の任期

2023年社員総会開催日(2023年６月)から
2025年社員総会開催日(2025年６月)まで

４．立候補者の選出及び選任方法

- 選出方法……立候補制とする。
- 選任方法……理事立候補者が12人を超える場合には、６月社員総会出席者による投票を行い、定数までの上位得票者とする。

５．立候補の受付

立候補受付期間……２０２３年５月１１日（木）～５月１８日（木）

郵送によることとし、締め切り日の消印を有効とする。

受付先

〒852－8104　長崎市茂里町3番24号　長崎県総合福祉センター県棟５階
一般社団法人長崎県社会福祉士会　選挙管理委員会

６．立候補者の要件

（１）理事の任期開始日の前年４月１日において本会の正会員として在籍していること。

（２）長崎県内に住所又は勤務先を有していること。

（３）本会の年会費が未納でないこと。

（４）選挙管理委員及び他の理事立候補者の推薦者でないこと。

７．立候補の方法

- 立候補に必要な書式（「理事立候補届」および「理事立候補者推薦書」）は、本会ホームページに期間限定（公示日から立候補受付締切日まで）で掲載するので、ダウンロードして使用すること。
- 立候補者は、「理事立候補届」および「理事立候補者推薦書」をあわせて提出（郵送）すること。
- 封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きすること。

８．禁止事項

（１）連続 3 期（6 年）を超えての選任の禁止。（定款第 29 条第 1 項）

（２）選挙管理委員は役員に立候補することができない。（規則第 8 条第 3 項）

９.留意事項

- 立候補届と推薦書は、それぞれ押印のうえ必ず一括して発送してください。
- 立候補者は立候補届を提出するときは、推薦者 3 人の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送してください。
- 立候補届提出期限は、郵便の消印日を有効とみなします。

10. 補　足

- 選挙管理委員会は、理事候補者名簿を整え社員総会に提出し、社員総会において理事の選任（承認）を求めます。